

相模原市健康づくり推進条例をここに公布する。

令和5年3月20日

相模原市長 本村賢太郎

相模原市条例第26号

相模原市健康づくり推進条例

目次

前文

第1章 総則(第1条—第8条)

第2章 健康づくりの推進に関する計画(第9条)

第3章 健康づくりの推進に関する基本的施策(第10条—第19条)

附則

健やかで心豊かに日々を過ごしていくことは、市民共通の願いであり、疾病や障害の有無にかかわらず誰もが自分らしくいきいきと暮らしていくことは、明るく活力に満ちた社会を支えるために欠くことのできないものです。

市では、これまで「さがみはら健康都市宣言」、「相模原市保健医療計画」等に基づき、市民の健康づくりを推進してきました。

しかしながら、近年の急速な少子高齢化の進行、疾病構造の変化等、市民の健康を取り巻く環境は大きく変化しており、生活習慣の改善、介護予防等、健康寿命の延伸に向けたより一層の取組が求められています。

こうした状況の中、新型コロナウイルス感染症への対応から得られた教訓を生かしつつ、将来にわたり時代に即した健康づくりを進めていくためには、子どもから高齢者までの全ての市民が、心身の健康づくりに対する関心と理解を深められるよう、その気運の醸成を図るとともに、市民一人ひとりの取組を地域社会全体で支えていくための環境整備を進めていくことが重要です。

このような認識に基づき、健康づくりについての基本理念を明らかにするとともに、市、市民、事業者、保健医療関係者及び健康づくり関係者が連携し、及び協働して健康づくりに関する施策に取り組むことにより、市民が生涯にわたっていきい

きと暮らし続けられる社会の実現を目指し、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、健康づくりの推進に関する市の責務並びに市民、事業者、保健医療関係者及び健康づくり関係者の役割並びに基本的施策を定めることにより、健康づくりを総合的かつ計画的に推進し、もって全ての市民が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会の実現に寄与することを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 健康づくり 疾病及び障害の有無にかかわらず、自己の心身の状態をより良くしようとする取組をいいます。
- (2) 市民 市内に居住する者又は市内に通勤し、若しくは通学する者をいいます。
- (3) 事業者 市内に事務所若しくは事業所を有する個人又は法人その他の団体をいいます。
- (4) 保健医療関係者 保健医療に関する専門的な知見を有し、市民に対して健康づくりのために必要な保健医療サービスを提供するものをいいます。
- (5) 健康づくり関係者 前2号に掲げるもののほか、医療保険者、教育機関、地域活動団体その他の健康づくりの推進に資する取組を行うものをいいます。

(基本理念)

第3条 健康づくりは、次に掲げる事項を基本理念として行うものとします。

- (1) 自らの健康は自らつくることを基本として、市民一人ひとりが健康づくりへの関心と理解を深めるとともに、自らの心身の状態に応じた健康づくりに生涯にわたって主体的に取り組むこと。
- (2) 市、事業者、保健医療関係者及び健康づくり関係者が連携し、及び協働することにより、健康づくりを推進するための必要な支援及び社会環境の整備に取り組むこと。

(市の責務)

第4条 市は、健康づくりに関する総合的な施策を策定し、実施するものとします。

2 市は、健康づくりの気運の醸成及び健康づくりに取り組みやすい社会環境の整

備に努めるものとします。

- 3 市は、市民、事業者、保健医療関係者及び健康づくり関係者に対し、健康づくりに資する情報を提供するものとします。

(市民の役割)

第5条 市民は、適度な運動、栄養に配慮した食生活、歯と口腔^{くわう}の健康の保持等、自らに適した健康づくりに継続して取り組むよう努めるものとします。

- 2 市民は、かかりつけ医、かかりつけ歯科医及びかかりつけ薬局を持つよう努めるとともに、健康診断、歯科健康診査その他健康診査(以下「健診」といいます。)及びがん検診の定期的な受診、保健医療関係者の指導及び助言の活用等により、自らの心身の状態を把握するよう努めるものとします。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、従業員の健康管理に取り組むとともに、従業員が健康づくりに取り組みやすい職場環境づくり、健康づくりに資する情報の提供その他の健康づくりの推進に努めるものとします。

(保健医療関係者の役割)

第7条 保健医療関係者は、市民が健康づくりに必要な保健医療サービスを適切に受けられるよう努めるとともに、健康づくりに資する情報の提供その他の方法により、健康づくりに関する普及啓発に努めるものとします。

(健康づくり関係者の役割)

第8条 健康づくり関係者は、自らの活動を通じて市民の健康づくりの支援に努めるとともに、健康づくりに資する情報及び活動機会の提供その他の方法により、健康づくりに関する普及啓発及び市民が健康づくりに取り組みやすい環境づくりに努めるものとします。

第2章 健康づくりの推進に関する計画

(計画)

第9条 市長は、健康づくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、健康づくりの推進に関する計画(以下「健康づくり計画」といいます。)を策定するものとします。

- 2 健康づくり計画は、次に掲げる事項について定めます。

- (1) 健康づくりの推進に関する基本方針及び目標
- (2) 次条から第17条までに定める施策

(3) 前2号に掲げるもののほか、健康づくりを総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、健康づくり計画を定めようとするときは、あらかじめ、相模原市地域保健医療審議会の意見を聴かなければならないものとします。

4 市長は、健康づくり計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならないものとします。

5 前2項の規定は、健康づくり計画の変更について準用します。

第3章 健康づくりの推進に関する基本的施策

(運動その他の身体活動に関する施策)

第10条 市は、子どもから高齢者までのあらゆる世代が、その年齢及び心身の状況に応じ、楽しみながら運動その他の身体活動を行う習慣を身に付けられるための施策を講ずるものとします。

(健康を支える食育の推進に関する施策)

第11条 市は、健康を支える食育を推進するため、次に掲げる施策を講ずるものとします。

(1) 年齢、身体及び歯と口腔の状態に応じた望ましい食習慣の形成に関する施策

(2) 食を楽しむ大切にする心の育みに関する施策

(3) 栄養に配慮した食の提供及び食に関する知識の普及に関する施策

(歯と口腔の健康づくりに関する施策)

第12条 市は、歯と口腔の健康づくりを推進するため、次に掲げる施策を講ずるものとします。

(1) むし歯、歯周病その他の歯科疾患の予防に関する施策

(2) 口腔機能の発達及びオーラルフレイル(心身の機能の低下につながる口腔機能の虚弱な状態をいいます。)対策に関する施策

(3) 定期的な歯科医療機関の受診及び歯科保健指導の活用に関する施策

(生活習慣病の発症及び重症化の予防に関する施策)

第13条 市は、生活習慣病の発症及び重症化の予防を推進するため、次に掲げる施策を講ずるものとします。

(1) がんの予防に関する普及啓発並びにがん検診の実施及び受診の促進に関する施策

(2) 健診、保健指導、健康相談及び健康教育の実施並びにこれらの活用の促進に

関する施策

- (3) 身体活動、食生活、歯と口腔の状態等と生活習慣病との関連性及び望ましい生活習慣に関する知識の普及に関する施策

(心の健康づくりに関する施策)

第14条 市は、心の健康づくりを推進するため、次に掲げる施策を講ずるものとします。

- (1) 心の健康に関する情報の提供及び知識の普及に関する施策
(2) 心の健康に関する相談及び支援に関する施策
(3) 心の健康を支えるための地域及び社会とのつながりに関する施策
(次代につながる健康づくりに関する施策)

第15条 市は、次代につながる健康づくりを推進するため、次に掲げる施策を講ずるものとします。

- (1) 健やかな妊娠及び出産並びに産後の健康管理に関する施策
(2) 子どもの健やかな成育の支援に関する施策
(感染症の予防等に関する施策)

第16条 市は、感染症の予防等を図るため、次に掲げる施策を講ずるものとします。

- (1) 感染症の予防及びまん延防止に関する施策
(2) 感染症に関する情報の提供及び知識の普及に関する施策
(3) 感染症に起因する偏見及び差別の防止に関する施策
(健康被害の防止に関する施策)

第17条 市は、健康被害の防止を図るため、次に掲げる施策を講ずるものとします。

- (1) 喫煙及び受動喫煙対策に関する施策
(2) 薬物乱用の防止に関する施策
(3) 前2号に掲げるもののほか、健康被害を防止するために必要な施策
(顕彰)

第18条 市長は、健康づくりの推進について、特に積極的な活動を行っていること認められるものに対し、顕彰することができるものとします。

(市民健康づくり推進月間)

第19条 市は、健康づくりを重点的かつ効果的に推進する期間として、市民健康づくり推進月間を定めます。

- 2 前項に規定する市民健康づくり推進月間は、10月とします。
- 3 市は、市民健康づくり推進月間において、事業者、保健医療関係者及び健康づくり関係者と連携しつつ、健康づくりの推進に資する事業を実施するものとします。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行します。